

鳥取市内学生支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に所在する大学及び専門学校（以下「大学等」という。）に対し交付する鳥取市内学生支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、大学等が新型コロナウイルス感染症の影響に対し実施する取組に要する経費を交付することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生を支援することを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象経費)

第4条 本交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費とする。

(交付対象者)

第5条 本交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象事業を行う別表第3欄に掲げる者とする。

(交付金の算定)

第6条 本交付金は、交付対象経費に別表第4欄に掲げる率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第7条 本交付金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を、市長に提出しなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 交付対象経費の支払内容が確認できる書類

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行われなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか本交付金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 交付対象事業	2 交付対象経費	3 交付対象者	4 交付率	5 交付限度額
<p>大学等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生を支援することを目的として、学生を臨時的に直接雇用する事業</p>	<p>交付対象事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費のいずれかに該当するもの</p>	<p>本市に所在する次の大学等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公立鳥取環境大学 (2) 鳥取大学 (3) 鳥取市医療看護専門学校 (4) 鳥取県立鳥取看護専門学校 (5) 鳥取県立歯科衛生専門学校 (6) 鳥取県理容美容専門学校 (7) 鳥取社会福祉専門学校 (8) 鳥取歯科技工専門学校 	<p>10 / 10</p>	<p>(1) 第3欄第1号又は第2号に掲げる大学等が実施する場合 500万円</p> <p>(2) 第3欄第3号から第8号までに掲げる大学等が実施する場合 100万円</p>